

静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第29号

静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則（令和3年静岡県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の方法)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 修学資金は、無利息とし、<u>2年</u>を超えては貸与を行わない。</p> <p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学院大学の課程を修了した後、県内において、引き続き5年間医療等の業務に従事し、かつ、当該医療等の業務に従事している期間中、毎年度、地域還元活動実施報告書（様式第6号）を別に定める期日までに知事に提出したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(貸与の方法)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 修学資金は、無利息とし、<u>次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間</u>を超えては貸与を行わない。</p> <p>(1) <u>博士前期課程に在学する者</u> 2年</p> <p>(2) <u>博士後期課程に在学する者</u> 3年</p> <p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学院大学の課程（<u>博士前期課程に在学している間に修学資金の貸与を受けた場合にあっては博士前期課程をいい、博士後期課程に在学している間に修学資金の貸与を受けた場合にあっては博士後期課程をいう。</u>以下同じ。）を修了した後、県内において、引き続き5年間医療等の業務に従事し、かつ、当該医療等の業務に従事している期間中、毎年度、地域還元活動実施報告書（様式第6号）を別に定める期日までに知事に提出したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項第1号の場合において、博士前期課程に在学している間に修学資金の貸与を受けた者が博士後期課程に在学している間に修学資金の貸与を受けたときの医療等の業務に従</u></p>

(返還債務の裁量免除)

**第10条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 県内において医療等の業務に従事した期間が2年以上であるとき。

(2) (略)

2 前項第1号に規定する医療等の業務に従事した期間を計算する場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(返還の猶予)

**第13条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

2 前項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予の期間は、大学院大学の課程を修了した日の翌日から起算して10年を限度とする。

事した期間については、博士前期課程に在学している間に貸与を受けた修学資金の返還債務が同項の規定により免除されることとなる月の翌月から起算するものとする。

5 前3項に定めるもののほか、医療等の業務に従事した期間に関し必要な事項は、別に定める。

(返還債務の裁量免除)

**第10条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 県内において医療等の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（その期間が2年に満たないときは、2年）以上であるとき。

(2) (略)

2 前項第1号に規定する医療等の業務に従事した期間を計算する場合においては、前条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

(返還の猶予)

**第13条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 大学院大学の博士前期課程を修了した後、更に大学院大学の博士後期課程に在学しているとき。

(6) (略)

2 前項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予の期間は、大学院大学の課程を修了した日の翌日から起算して10年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

3 (略)

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

修 学 資 金 貸 与 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  
氏 名  
電話番号

静岡社会健康医学大学院大学修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在学（予定）課程 （該当する番号を○ で囲むこと。）	1 博士前期課程		2 博士後期課程		
入学（進学）年月	年 月				
修了予定年月	年 月				
貸与を希望する理由					
貸与を受けようとする期間	年 月から 年 月まで				
家族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	職業（勤務先又は学校名）	年収（税込み）
			歳		円
他の修学資金の受 給・借受け状況	修学資金名				月額
					円

様式第7号中

「

貸与を受けた金額	円
----------	---

」

を

「

修了課程 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 博士前期課程	2 博士後期課程
貸与を受けた金額	円	

」

に改める。

様式第8号中

「

貸与期間	年 月から 年 月まで
------	-------------

」

を

「

修了(在学)課程 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 博士前期課程	2 博士後期課程
貸与期間	年 月から 年 月まで	

」

に改める。

様式第9号中

「

貸与期間	年 月から 年 月まで
------	----------------

」

を

修了（在学）課程 （該当する番号を○で囲むこと。）	1 博士前期課程	2 博士後期課程
貸 与 期 間	年 月 から	年 月 まで

に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則第4条第1項の規定による貸与の申請は、この規則の施行の日前においても、改正後の静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則（以下「新規則」という。）様式第1号の規定の例により行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則の様式により提出されている申請書は、新規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。